

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一三―四九

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童」を「小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、同項第二号中「二週間」を「一週間」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第一条の二第一項第二号に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

第六条の二中「」又は第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一条第一項第三号の三中「この号」の下に「及び第十三条第七項」を加える。

第十三条第三項中「介護休暇の初日から一年間において」を「任命権者が、職員の申出に基づき、「に、「の範囲で」を「を超えない範囲内で指定する期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 任命権者は、職員から指定期間の延長又は短縮の申出があつた場合には、当該申出に基づき、延長又は短縮した指定期間を指定するものとする。この場合において、指定期間の延長は、三の期間のそれぞれにつき一回に限るものとする。

5 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、第三項の申出に係る期間（以下この項において「申出の期間」という。）又は前項の指定期間の延長の申出があつた

場合の延長に係る期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（介護時間の承認）

第十六条の二 前条の規定は、介護時間の承認について準用する。この場合において、同条中「介護休暇」とあるのは「介護時間」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、同条ただし書中「日又は時間」とあるのは「時間」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、三十分とする。

3 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。

第十七条第一項中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第二項中「又は介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十三条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の期間が三の期間を限度とする通算して六月までの間にある職員についても適用する。

3 前項の場合において、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日前である介護休暇に係る改正後の第十三条第三項に規定する指定期間については、当該介護休暇の期間を指定期間とみなし、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日以後である介護休暇に係る同項に規定する指定期間については、任命権者は、当該介護休暇の期間の初日から職員の申出に基づく施行日以後の日（通算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、施行日（承認を受けた介護休暇の期間

の初日が施行日以後の日である場合は、当該介護休暇の期間の初日）から同項の申出において指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、施行日以後の期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。